

各団体の長 殿

農林水産大臣

食品等の取引の状況その他食品等の流通に関する調査の結果に基づく協力
要請について

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「法」という。）第27条第1項の規定に基づき、食品等の取引の適正化のため、令和3年度食品等の取引の状況その他食品等の流通に関する調査（以下「令和3年度食品等流通調査」という。）を行い、当該調査の結果を踏まえ、法第28条の規定に基づき、協力要請を行うこととしたので、下記の内容について、十分に御了知いただくとともに、食品等の取引の適正化に向けた一層の御協力をお願いする。

なお、このことについては、貴殿から傘下の関係者に対して周知願いたい。

記

1. 令和3年度食品等流通調査の結果について

令和3年度食品等流通調査では、令和3年7月から同年11月にかけて、納入事業者（農業者団体、製造事業者、卸売事業者等）、小売事業者及び物流事業者にヒアリングを実施したところである。

当該ヒアリングの結果、ヒアリング対象者のうち、特に納入事業者において、商品の原材料費、物流費等の高騰を理由とした価格転嫁について事業者間で継続的に交渉は行っているものの、難航していると回答する事業者が多くみられたところである。

なお、令和3年度食品等流通調査の結果の詳細については、別添の「令和3年度食品等流通調査に関する報告書」を御参照いただきたい。

2. 令和3年度食品等流通調査の結果に基づく協力要請について

現在、原油価格がおよそ7年ぶりの水準まで値上がりしており、昨今の為替相場における円安傾向や世界情勢等から、原油をはじめとするエネルギーコストや原材料価格の更なる上昇が懸念される。

こうした状況にあって、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費及びエネルギーコストの上昇分を適切に転嫁することは重要である。

については、商品の原材料費、物流費等の高騰を理由とした価格転嫁についての交渉は難航していると回答する事業者が多くみられた上記の調査結果も踏まえ、貴団体及び傘下の関係者においては、労務費、原材料費及びエネルギーコストの上昇分が取引価格に適正に反映されるよう、御協力いただきたい。

《参考》

中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費及びエネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できる環境を整備するため、令和3年12月27日に「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に従って取り組むことが閣議了解されたところである。

また、内閣府、経済産業省、農林水産省等では、「パートナーシップ構築宣言」の拡大に取り組んでおり、2020年6月以降、7,000社を超える企業が宣言をされているところである。

【参考URL】

- ・パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/partnership_package_set.pdf

- ・「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト

<https://www.biz-partnership.jp/>